

後期高齢者医療「保険料の納め忘れ」はありませんか？

問合せ：住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1884

保険料は大切な財源です！

後期高齢者医療にかかる費用(医療機関などで皆さんが支払う部分を除く)は、公費や現役世代からの支援金のほか、被保険者の納める保険料でまかなわれています。

■安心して医療制度を利用するために

必ず指定された納期限までに保険料を納めてください。災害や病気など、特別な事情がある方は、お早めにご相談ください。

■納期限までに保険料を納付しない場合

督促状や催告書が発行されます。また、納期限から1年以上保険料の納付がないと、通常の保険証に代わり有効期限の短い保険証が交付されることがあります。

■保険料の納付義務者

被保険者のほか、世帯主や被保険者の配偶者も含まれます。保険料の滞納が続くと、被保険者だけでなく世帯主や被保険者の配偶者も滞納処分(差押など)を受ける場合があります。

未登記家屋の状況を変更した場合には届出を！

問合せ：税務課 資産税担当 ☎ 991-1831

法務局に登録していない家屋(未登記家屋)を取り壊したり、所有者を変更した場合などは、税務課に届出が必要です。

届出がない場合、現在の状況が正確に把握できないため、翌年度も従前の所有者に対して固定資産税が課税されるおそれがありますので、速やかに届出を行ってください。

■届出に必要なもの

①取り壊した場合

家屋滅失申告書(町指定様式)・家屋を取り壊した事実及びその年月日を確認できる書類(領収書などの写し)

②所有者を変更した場合

未登記家屋名義変更届(町指定様式)・変更の理由が確認できる書類(遺産分割協議書、売買契約書などの写し)

※町指定様式は税務課で配布。また、町ホームページからダウンロードできます。

なお、法務局に登録されている家屋については、滅失登記や所有権移転登記を行うと、法務局から町にその通知があるため、町への届出は必要ありません。ただし、滅失登記が翌年に渡る場合には税務課までご連絡ください。

給与支払者の皆さんへ

町民税・県民税の給与からの特別徴収への切り替えをお願いします

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

町民税・県民税の給与からの特別徴収は、給与支払者(事業所)が毎月従業員に支払う給与から町民税・県民税を差し引いて従業員に代わり納入していただく制度です。

埼玉県と県内市町村は、平成27年度から原則として全ての給与支払者(事業所)に対して給与からの特別徴収を徹底し、義務付ける取組を実施しています。

平成27年度に特別徴収を行った給与支払者の皆さまは、平成28年度も引き続き特別徴収による納入をお願いします。

まだ、特別徴収を行っていない給与支払者の皆さまは、平成28年度から原則として特別徴収への切り替え手続きをしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■特別徴収による効果

- ①特別徴収税額通知書を送付しますので、所得税のように年末調整や税額計算の手間がいりません。
- ②毎月給与から差し引くため、従業員は1回あたりの税額が少なくなり、納め忘れを防ぎます。

【特別徴収の流れ】

